

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千四百三十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和五年十月三十日

農林水産大臣 宮下 一郎

- 2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第29919号 令和5年10月30日	Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch	NAKATATU328	篠田浩明 愛知県弥富市東中地二丁目793	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

第 2 9 9 2 1 号 令和5年10月30日	Gypsophila L.	MYGYP006	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山2 丁目1番8号	〃	〃
-----------------------------	---------------	----------	----------------------------------	---	---